

11月28日は幌延町長選挙の投票日です

任期満了に伴う幌延町長選挙は、11月23日（火）に告示され、11月28日（日）に投票が行われます。

今後4年間の町政を担う、私達の代表を選ぶ大切な選挙です。誰からも強制されることなく、よく見、よく聞き、よく考えて、必ず投票しましょう。

選挙人名簿に登録されていますか？

今回の町長選挙で選挙権を有するには、次の条件を満たしていることが必要です。

- 日本国民であること
- 満20歳以上であること（平成2年11月29日以前に生まれた方）
- 引き続き3ヶ月以上幌

延の住民基本台帳に登録され、実際に居住していること（平成22年8月21日以前に転入届けを提出されている方）

さらに、投票するためには、選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。「選挙人名簿」は、住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。「選挙人名簿」の登録は、毎年4回行われますが、選挙のあるときは「選挙時登録」が行われます。

今回の町長選挙で登録された方の名簿は、11月23日に一般公開（縦覧）されます。

こんな投票は無効です

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

- ▼投票用紙以外の用紙（入場券、普通の紙、名刺など）に、候補者の氏名を書いて投票したもの
- ▼2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- ▼候補者の氏名のほかに他事を記載したもの
- ▼候補者の氏名を自書していないもの（ゴム印を使用したものなど）

期日前及び不在者投票制度

投票日にお仕事や旅行、病気などで投票所に行く

ことができない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

期日前投票

投票日前でも、投票日と同じように投票を行うことができる制度です。

町内2箇所で開催します。

▽幌延町選挙管理委員会（役場内）

期間／11月24日（水）
27日（土）
時間／午前8時30分、午後8時まで

▽問寒別公民館

期間／11月25日（木）
27日（土）
時間／午前10時、午後4時まで

不在者投票

幌延町以外の市町村や病院などにおいて投票を

する制度です。

場所／幌延町以外の市町村選挙管理委員会または病院など

※郵送により不在者投票の手続をされる方は、速やかな手続をしないと投票日に間に合わないことがあります。

詳しくは、幌延町選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先
幌延町選挙管理委員会
（役場総務課内）
電話 511111

投票区	投票所	投票時間
第1投票区	問寒別公民館	午前7時 ～午後5時
第2投票区	幌延町総合体育館	午前7時 ～午後7時
第3投票区	下沼寿の家	午前8時 ～午後4時